令和4年第1回

美里町農業委員会総会議事録

第1回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年1月25日(火)午後1時30分から午後2時34分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

- 3 出席委員(15名)
 - 1番 佐々木 幸一郎2番 福田 なほ子3番 鈴木 幸博4番 渡邉 雅光5番 柴山 真二6番 後藤 幸太郎7番 小野 保裕8番 我妻 卓美9番 片倉 澄子10番 遊佐 恭一12番 久道 雄悦13番 尾形 司14番 古内 世紀15番 邉見 勝寿16番 伊藤 惠子
- 4 欠席委員(1名)

11番 澁谷 正行

- 5 報告事項
 - 1. 農家相談日について
 - 2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 - 3. 利用権設定の合意解約による通知について
- 6 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につい て
 - 第4号議案 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
 - 第5号議案 美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変 更について
- 7 その他連絡・報告事項
 - 1. 令和4年 1月事業報告について
 - 2. 令和4年 2月事業予定について
 - 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 菊地 和則事務局次長 髙橋 博喜

9 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和4年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶内容省略)

事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、 会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よろしくお願いします。

議長

それでは、これより令和4年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日、11番澁谷正行委員から欠席の申出がございましたので、出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。4番渡邉雅光委員、5番柴山真二委員のお二人にお願いいたします。

議長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、1月7日と1月20日に農家 相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。

初めに、1月7日の担当委員より報告をお願いいたします。

柴山真二委員

令和4年1月7日金曜日、201会議室におきまして、邉見会長職 務代理者、後藤幸太郎委員、私柴山の3名でお待ちしておりましたが、 どなたも参りませんでした。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

引き続き、1月20日の担当委員より報告をお願いいたします。

小野保裕委員

1月20日の農家相談日は、伊藤会長、我妻卓美委員、私小野の3 名で対応いたしました。

調べてみると、この40アールの農地の囲いは現在、圃場整備の本 換地のため、法務局では登記の作業中であるため、そのために利用権 設定が出来ないということが判明しましたので、登記作業終了後に手 続きしたほうがよいと伝えました。

ちなみに相談者は●●●●●●ですので、登記の終了を見計らって から、改めて対応することといたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を 行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で説明していただきましたが、不明な点があれば通再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを 議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。 第1号議案について替成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案、議案番号1番から13番について議案書に記載のと おり説明を行った)

議長

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号13番を除く12議案について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号13番を除 く12議案について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、第2号議案番号13番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第31条により、8番我妻卓美委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(13:50)

議長

再開します。(13:50)

議長

休憩前に引き続き、番号13番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号13番について がて 対成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(13:51)

議長

再開します。(13:52)

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、13議案全て 賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申 請の意見決定についてを議題といたします。

また、1月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査委員会についての報告をいただきます。

はじめに、事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員により調査結果についての報告をお願いいたします。

游佐恭一委員

今月の農地調査委員会は、片倉澄子委員と委員長である私遊佐の2 名が担当となり、伊藤会長、邉見会長職務代理者、事務局から菊地事 務局長、髙橋次長の計6名により、1月14日に現地調査を行いました。 番号1については、 $\bullet \bullet$ 字 $\bullet \bullet \bullet$ に位置しており、転用目的は居宅建築となります。現地は宅地等に囲まれ、10 へクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外も検討したようですが、適地が見当たらなかったため、やむ を得ず、許可相当と見てきました。

番号3については、●●字●●●に位置しており、転用目的は居宅建築です。現地は10~クタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外も検討したようですが、適地が見当たらなかったため止むを得ず許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について替成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定 については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達 をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地 の判断についての説明がありましたが、これについて質疑ありません か。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、全4 筆非農地と認めることに賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、全 筆非農地と認め、農地台帳から削除するための手続きをすることとい たします。

議長

続きまして、第5号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。 質疑ありませんか。

4番渡邉雅光委員。

渡邉雅光委員

4番渡邉雅光です。

今回第5号議案の資料をいただいて、以前私も過去に3回か4回ぐ らい見直しの会議に出席をしているんですが、農地利用集積計画書は 総会当日に審議するという、農業委員活動の中でも身近なものである と思います。それで、以前に私が総会で質問して確認させていただい た「中心経営体」という言葉ですが、いろいろな場面で時々出てくる 訳ですが、「人・農地プラン」に位置づけられた農業者であると理解 しました。本日の第2号議案にもありますように、受け手区分として の「あっせん台帳登載者」ですが、これはもう見直ししなければなら ないと思います。「あっせん台帳登載者」は当初、美里町の一戸当た りの平均耕作面積以上の方を担い手として位置づけるということでこ れまで運用してきました。認定農業者に準じる担い手としてでしたが、 それについては当面いじらないというのは何年か前から申合せしてい るんですが、中心経営体という意欲ある農業者と農地所有適格法人以 外の意欲のある経営体が「人・農地プラン」の中に位置づけられて掲 載されるということで、この中心経営体は、例えば5反歩であろうと 7 反歩であろうと、意欲がある人だったら中心経営体として地域の中 で、地域の話合いの中で、今後の中心になるのであろうという人が位 置づけられるのだろうというふうに理解をします。

そういう理解をしていくためにも、現在美里町に「人・農地プラン」の実質化として大体●つの地域を決めて、●●●地域で●地域、●●地域で●地域だったと思うんですが、それを、もう少し集約して●つぐらいにしたほうがいいだろうというふうに私は思っていました。この基本構想の中に出ていませんでしたが、●●地域が●つであれば、●●●地域も●つの地域を●つにまとめてもいいのではと、かねがね思っていたところです。関連する農協の営農センターも2つ、そういうことも絡み合わせて考えると、「人・農地プラン」は、美里町は●つの地域があればいいのかなというふうに考えますので、そういうことで提案申し上げたいというふうに思います。

以上です。

議長

4番渡邉雅光委員、これは提案か要望ということでよろしいですか。

渡邉雅光委員

休憩いただいてもよろしいですか。

議長

休憩します。(14:19)

議長

再開します。(14:24)

議長

4番渡邉雅光委員の発言については、「人・農地プラン」の実質化については、美里町は●つの地域があればいいのでは、という提案でしたが、これについて事務局より回答願います

事務局

それではお答えします。「人・農地プラン」の実質化の地域は、4番渡邉雅光委員がおっしゃるように、●●●地域は●地域、●●地域は●地域、は●地域は●地域、合わせると美里町として●地域ではありますが、更に、特に●●地域は他市町村からの入り作が多い関係上、美里町の「人・農地プラン」の実質化の地域としては●●地域程ございます。●●●地域、●●地域だけを見れば●つの地域があればいいと思われますが、諸般の事情も考慮しますと、●つの地域に集約することは難しい面があると思われます。

渡邉雅光委員

わかりました、ありがとうございました。

議長

他に質疑ありませんか。 14番古内世紀委員。

古内世紀委員

14番古内世紀です。

表紙を除いて5枚目の裏面、右側の中段のところに「1利用権設定等促進事業に関する事項」というのがありますが、その下の説明文といいますか、アンダーラインがありますが、その中で中心経営体、認定農業者云々とあり、それに続いて地域農業の中核的な担い手という文言がありますけれども、それは「中心経営体」とどう違うのかについてお尋ねしたいと思います。

事務局

14番古内世紀委員の質問にお答えいたします。

はじめに「中心経営体」ですが、正式名称は「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」でありますが、やや長いため便宜上「中心経営体」と呼称したということになります。これは、現在の農地中間管理事業の借受希望者、いわゆる担い手のことですが、担い手の区分が●区分あり、そのうちの一つでございます。ご質問の「地域農業の中核的な担い手」とどう違うのかでございますが、ここでいう地域農業の中核的な担い手」とは中心経営体や認定農業者等を含むすべての担い手を指すものと解釈しています。

議長

14番古内世紀委員、よろしいですか。

古内世紀委員

はい、ありがとうございました。

それからもう一つお尋ねしますが、表紙を除く6枚目、上段から5行目の(エ)ですが、「農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん譲受等候補者名簿」という文言ですが、これは今までの総会にも度々に出てくる「あっせん台帳登載者」と同じ意味の文言なのですか。

議長

事務局、説明願います。

事務局

14番古内世紀委員の2つ目の質問にお答えいたします。

ここでいう「農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん譲受等候補者名簿」でございますけれども、これまで議案の農用地利用集積計画書審議について、の受け手区分の欄に認定農業者に次いで「あっせん台帳登載者」があります。これが出来た背景には、これまで農地集積が遅れていた●●地域の集積率を上げるため、合併前の旧●●●町独自の制度を合併後の美里町にも引き継いだという経過がございます。本来なら認定農業者になるよう指導すべきでしたが、地域の事情で経営の規模拡大が難しく、そのため認定農業者にはなれないが、ある程度の耕作面積を経営している担い手を「あっせん台帳登載者」として登録し集積率を上げるという美里町独自の制度でございます。

そこで、ご質問の「農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん譲受等候等補候補者名簿」でございますが、「あっせん台帳登載者」とは文言は似ていますが全くの別物でございます。違いの説明をするには「農地移動適正化あっせん事業」とはどのようなものなのか、からの説明をしなければなりません。事業内容はやや複雑なため概略といいますか、要約した説明となりますが、農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんの事業、これを「農地移動適正化あっせん事業」といいますが、これには都道府県の指導事業は、この要領の定めるところによるもの、と記載され、農地移動適正化あっせん基準、いわゆる「あっせん基準」を定めて、都道府県知事の認定をうけるものとする、とあります。

本町では、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画書の利用権設定等促進事業が進んでいるということもあり、「農地移動適正化あっせん事業」はここ数年、実績はございません。しかし、将来において絶対ないとは言い切れませんので、基本構想にはこの事業は残しておく必要はあると思います。

以上でございます。

議長

14番古内世紀委員、よろしいですか。

古内世紀委員

はい、ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、第5号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進 に関する基本的な構想の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更については「異議なし」で美里町長に答申いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員議席4番

署名委員議席5番